

団体用：記載例（網掛け箇所について記載をお願いします。）

第1号様式（第6条関係）

代表者印の押印をお願いします。

### 京都市業種別団体等活性化支援事業交付申請書

(宛先) 京都市長	令和 2年 10月 13日
申請団体・グループ等の主たる事務所の所在地 〒(〇〇〇-〇〇〇〇) 京都市中京区〇〇〇町〇〇〇番地	申請団体・グループ等の名称及び代表者名 (記名押印(代表者印)) 〇〇〇〇組合 理事長 京都 太郎 印 電話 (〇〇〇)〇〇〇〇-〇〇〇〇

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。  
記

注 該当する□には、レ印を記入してください。

申請者区  (団体かグループか□にレ印を記入し必要事項を記載)	<input checked="" type="checkbox"/> 団体：名称 〇〇〇〇組合 申請時点団体加盟者数 30名
	<input type="checkbox"/> グループ等：名称 (申請時点団体加盟者数 名, 非加盟者数 名)
申請団体等概要 (グループでの申請の場合は、不要)	名称及び代表者名称 〇〇〇〇組合 理事長 京都 太郎 設立年月日 平成 10年 10月 1日 (令和2年4月1日以前設立であること) 構成員数 30
申請者構成・代表者への委任 (団体での申請の場合は不要)	(記名押印) (所属する業種別団体等)
	住所
	代表者… 印
	住所
	構成員… 印
	住所
	構成員… 印
住所	
構成員… 印	
住所	
構成員… 印	
この申請について代表者に一任することに異議ありません。	
業種 (該当する主なもの1つに○)	1. 農林漁業 2. 鉱業、採掘業、砂利採取業 3. 建設業 4. 製造業 5. 電気・ガス・熱供給・水道業 6. 情報通信業 7. 運輸業 8. 郵便業 9. 卸売業 10. 小売業 11. 金融・保険業 12. 不動産業 13. 物品賃貸業 14. 学術研究、専門・技術サービス業 15. 宿泊業 16. 飲食サービス業 17. 生活関連サービス業、娯楽業 18. 教育、学習支援業 19. 医療、福祉 20. 複合サービス事業 21. サービス業 (他に分類されないもの) 22. その他 ( )
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 誓約書 (第2号様式) <input checked="" type="checkbox"/> 団体であることを証する書類 (定款, 規約又は会則及び名簿) 【業種別団体のみ】 <input type="checkbox"/> グループの定款, 規約, 会則又は協定書, 及び名簿 【グループのみ】 <input checked="" type="checkbox"/> 銀行口座の通帳のコピー (口座の開設日, 金融機関名, 口座名義, 口座番号が確認できるもの) <input type="checkbox"/> その他市長が特に必要と認める書類

連絡先・書類送付先 (注) 申請者と異なる住所に書類送付を希望される場合は、御記入ください。

担当者氏名	京都 花子	電話番号	(〇〇〇) △△△△-〇〇〇〇
メールアドレス	〇〇〇〇〇@〇〇〇〇		
交付決定通知等の書類送付先	住所：〒(〇〇〇-〇〇〇〇) 京都市東山区〇〇〇町〇〇〇番地 氏名：京都 花子		
交付予定額通知の送付先について、上記申請者住所以外を希望される場合は、記載をお願いします。			

※ 必ず記載ください

申請団体名 (グループ名): ○○○○組合 代表者名: 理事長 京都 太郎

### 1 事業計画

事業名称	新たなECサイト構築
事業実施期間	令和 2年6月1日 ~ 令和 2年12月31日 〔見本市, 展示・商談会の出展, 主催の場合は, イベント当日の日付を下記に記載してください。〕 見本市, 展示・商談会 実施日 令和 年 月 日 【注意】実施期間は, 令和2年6月1日から令和3年2月28日までの間にしてください。 (見本市, 商談会等を主催する場合(団体)のみ令和3年3月21日まで)
事業区分	<input type="checkbox"/> 見本市, 展示会及び商談会等の市場開拓に関する事業(主催)【業種別団体のみ】 <input checked="" type="checkbox"/> 新たな販売手法の導入 <input type="checkbox"/> 新商品等開発事業 <input type="checkbox"/> 売上向上に資するガイドラインの策定 <input type="checkbox"/> 経営課題解決のための調査研究 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 見本市, 展示会及び商談会等の市場開拓に関する事業(出展等) <input type="checkbox"/> 販売促進又は販路拡大のための事業
事業概要	(業界団体の活性化に寄与する事業に限ります。) 団体で, 新たにECサイトを立ち上げ, 団体の構成員がそれぞれの商品を販売できる場を提供し, 新たな販売機会を創出する。

### 2 事業経費【本市の他の補助金に申請している事業については, 申請できません。】

※ (税抜き金額で記載) (単位: 円)

項目	支出先(予定)	税抜き金額
ECサイト制作費	○○○会社	2,000,000 円
合計		(A) 2,000,000 円

### 3 収入(国, 府, 他団体等からの補助金がある場合のみ記入)

本補助金に申請されている事業(取組)で重複して他の補助金を申請されている場合に, 補助金交付(予定)額を記入してください。本補助金の申請内容以外の事業(取組)で他の補助金を申請されている場合は, 記入不要です。

補助金名	補助金交付(予定)額
	円
	円
合計	(B) 0 円

【注意】・国の持続化給付金(法人200万円, 個人事業主100万円), 雇用調整助成金, 京都府の休業要請対象事業者支援給付金(中小企業20万円, 個人事業主10万円), など, 給付金・助成金は除きます。

・同一の補助事業(取組)について, 国や府の補助金と重複して本補助金を申請される場合には, 補助金の受取額の合計が事業費総額を上回ることはないよう, 御注意ください。

※ 必ず記載ください

申請団体名 (グループ名) : ○○○○組合 代表者名 : 理事長 京都 太郎

4 補助申請額 【注意】 千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(A) 2,000,000円	-	(B) 0円	=	(C) 2,000,000円
(A) 2,000,000円	×	(展示会商談会等については) 4/5 2/3	=	(D) 1,600,000円

5 補助申請額 : (C) 又は (D) 又は  
 40万円 (グループでの申請)  
 100万円 (団体での申請)  
 500万円 (団体が見本市、展示会及び商談会等を主催する場合)  
 のうち最も低い額

(補助申請額)  
 1,000,000円

(京都市記入欄)

全ての項目を確認して□にレ点をいれてください。  
 全ての項目に☑がないと申請できません。

以下のとおり申告します。

(該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方のみが申請可能です。)

- 申請者は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者(ただし、第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。)ではありません。
- 申請者は、営業に関して必要な許認可等を取得しています。
- 申請者は、京都市税の滞納はありません。
- 申請者は、併給禁止の条件のある他の補助金を受給していません。
- 同一内容で国や府等に同様の補助金を申請する場合は、本補助金の補助申請額(交付決定済みの場合は交付決定額)を報告します。また、国や府等への申請情報の照会に同意します。
- その他、京都市補助金等の交付等に関する条例及び同条例施行規則並びに京都市業種別団体等活性化支援事業補助金交付要綱に定める事項に違反しません。
- 申請している事業実施の際には、業種別ガイドラインを遵守し、新型コロナウイルス感染症拡大予防策を十分に講じます。
- 申請者(業種別団体等)は、複数の申請をしていません。(グループの代表者、構成員は、複数のグループに所属していません。)
- 申請者は、京都府の休業要請対象事業者該当しない者又は京都府の休業要請対象事業者該当し要請等に応じて休業等の対応を実施した者です。
- 申請時に提出した書類一式について、返還(コピーの送付を含む)を求めません。
- 本補助金に申請する事業は、申請する団体・グループ等の全体の活性化に寄与する事業です。会員から疑義が出た場合は、求めに応じ、本事業を実施することとした機関決定に係る資料(理事会資料、議事録等)を提出します。
- 京都市業種別団体等活性化支援事業補助金交付申請書の記載事項及び関係書類の内容確認に求められた根拠資料を提出しない場合、記載事項が虚偽であった場合又は上記の申告に虚偽があった場合は、補助金を一括返還します。

団体等名

代表者(職)・氏名(押印(代表者印))

○○○○組合

理事長 京都 太郎



代表者印の押印  
 をお願いします。